平成２８年（フ）第４１０号
大阪府松原市新堂２丁目13番34号
破産者　藤田　芳男
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５７２号
堺市堺区神南辺町１丁19番地　ホワイトヴィラ203号、前住所堺市堺区住吉橋町１丁３番７号
破産者　小池　博司
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６１７号
堺市南区新檜尾台２丁２番５―604号、前住所大阪府和泉市いぶき野３丁目６番３―618号
破産者　山岸　竜平
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
北海道網走郡美幌町字美富56番地の86　公住７号棟105号、前住所北海道網走郡美幌町字西１条北４丁目１番地の17
破産者　木村　善浩
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅２－４－12－５
破産者　伊藤眞智子
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１７２１号
神奈川県海老名市下今泉１丁目２番32―102号
破産者　小川　丈博
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５２号
兵庫県赤穂市鵭和1108番地２、開始決定時の住所兵庫県赤穂市加里屋3279番地20
破産者　黒川　一夫
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
川崎市川崎区貝塚２丁目16番16―601号　ドミイル川崎
破産者　齋藤　　雅
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
川崎市宮前区菅生３丁目49番６号　ロワール菅生　102
破産者　武田　慎吾
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４４３号
川崎市川崎区藤崎４丁目28番13号　シェトワ藤崎　101
破産者　木村久美子
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
神奈川県横須賀市長坂３丁目22番４号
破産者　中島　暁彦
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２２５号
神奈川県平塚市田村７丁目23番38号
破産者　村澤喜代子
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４０７号
神奈川県南足柄市福泉189番地２
破産者　和田　小波
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４３２号
神奈川県平塚市田村７丁目18番２号　佐藤アパート
破産者　上本　良治
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２７３号
新潟市江南区荻曽根４丁目３番13号
破産者　清野　四郎
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８０号
新潟市秋葉区田家３丁目14番７号
破産者　小出　充康
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９６号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦3467番地８
破産者　山口奈津美
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９９号
愛知県名古屋市港区土古町４丁目64番地の２ルミエールサーノ201号、開始決定時の住所愛知県岡崎市矢作町字小河原22番地　Ａ・Ｃｉｔｙ岡崎矢作103
破産者　小木曽寿人
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係